

具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

No. 8

発行：山口県教育委員会

令和3年4月7日

1 テーマ

児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントの防止

※ 児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとともに、教育に対する信用失墜行為であり、絶対に許されない行為です。懲戒処分の方針においても、「セクハラ行為をした教職員は、『停職』、『減給』又は『戒告』とする」と規定しています。

2 事例（セクシュアル・ハラスメント）

- 【事例①】 パソコンの授業で、児童が操作方法を質問したところ、児童の後ろに立って必要以上に身体を密着させた。
- 【事例②】 授業中に卑猥な話をしたり、児童の外見や容姿について発言したりした。
- 【事例③】 部活動の実技指導の後に、疲れたことを理由に、部員に腕や大腿部をマッサージさせた。
- 【事例④】 生徒を一人ずつ相談室に呼び個別指導をしていたところ、そのうちの一人が泣き出したため、抱きしめ、頭や肩を執拗に撫でた。
- 【事例⑤】 担任をしていた生徒から、電話やメールで相談を受けているうちに好意を抱くようになり、「好きだ」という旨のメールを送った。

3 セクシュアル・ハラスメントを防止するために

- 「これぐらいは許容されるだろう」「これぐらいは大丈夫だ」と勝手な思い込みだけで、自分に都合よく判断をしてはいけません。
- 「不快」に感じるか否かには個人差があります。よかれと思う行為であっても相手を「不快」にさせてしまうことがあるということを認識する必要があります。
- 密室における児童生徒に対する個別指導では、指導方法に留意する必要があります。
- 児童生徒との私的なメール等のやりとりを行ってはいけません。

4 振り返ってみましょう

- 児童生徒の外見や容姿について話題にしたり、性的な内容の冗談を言ったりしていませんか。
- 指導の際、児童生徒の髪や肩などに触ったり、必要以上に身体を密着させたりしていませんか。
- SNS等により、児童生徒と私的なやりとりをしていませんか。
- セクシュアル・ハラスメントではないかという同僚の言動に対して、見て見ぬふりをしていませんか。